

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 学校法人の理事長の選定及び解職に係る規定の追加

学校法人の理事会の権限として、理事長の選定及び解職を追加すること。

(私立学校法第三十六条第二項関係)

二 その他所要の規定を整理すること。